

# IFRS-AC（2016年10～11月）出席報告

みずほ証券（株）  
市場情報戦略経営調査部 上級研究員  
IFRS 諮問会議 副議長  
熊谷 五郎

## I. はじめに

2016年10月31日、11月1日の日程で、ロンドンにおいてIFRS財団・IFRS諮問会議（IFRS Advisory Council、以下「IFRS-AC」という。）が開催された。以下その概要を報告する。

IFRS-ACは、国際会計基準審議会（IASB）、IFRS財団に対して、戦略的な検討事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議である。毎年2月、6月、10月又は11月と年3回、ロンドンで開催されてきたが、来年2017年からは4月、10月の年2回開催へと開催回数が減ることになっている。現在は、議長1名、副議長2名、委員44名の47名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本選出のIFRS-AC委員は、経団連を代表して新日鐵住金株式会社執行役員・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の2名である。今回は業務多忙のために、石原氏が欠席であった。また、金融庁より国際証券規制調整官兼国際会計調整室長・三輪純平氏が、オブザーバーとして出席した。なお、筆者は財務諸表利用者を代表して副議長（2名のうちの1名）を務めている<sup>1</sup>。

## II. 2016年10～11月開催IFRS諮問会議・議事概要

今回のIFRS-ACの議事一覧を、図表に示す<sup>2</sup>。以下、順にその議論の概要を報告する。

図表 2016年10～11月開催 IFRS 諮問会議 議事一覧

番号	日時	議事
1	10/31 9:15-9:30	開会・IFRS-AC議長によるプレビュー
2	同 9:30-10:15	IASBおよびIFRS財団の活動報告【一部 非公開】
3	同 10:15-12:00	基本財務諸表リサーチ・プロジェクト
	同 10:15-10:40	・IASBスタッフによる概要説明

<sup>1</sup> 財務諸表作成者代表としてガヴィン・フランシス氏（HSBCホールディングス副経理部門長、Deputy Group Chief Accounting Officer）が筆者とともに副議長を務めている。

<sup>2</sup> 今回のAC会議の資料や討議の様子は、以下のサイトで閲覧・聴取可能。  
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS-Advisory-Council-October-2016.aspx>

番号	日時	議事
3	10/31 10:40-12:00	・分科会
	11/1 10:45-12:00	・分科会報告
4	10/31 12:00-13:00	IFRS-AC メンバー組織の活動報告 ・米国機関投資家評議会 (Council of Institutional Investors, CII)
5	同 14:00-15:00	新しい保険契約基準・適用サポート
6	同 15:00-15:45	IFRS 財団トラスティー活動報告
7	同 15:45-17:30	IFRS 財団の KPI
	同 15:45-16:15	・IFRS 財団スタッフによる概要説明
	同 16:15-17:30	・分科会
	11/1 14:00-15:00	・分科会報告
8	11/1 9:30-10:45	Brexit と IFRS 財団 【非公開】
	同 9:30-10:00	・IFRS 財団スタッフによる概要説明
	同 10:00-10:45	・分科会
	同 13:00-13:45	・分科会報告
9	同 15:15-15:30	まとめ・閉会

出所：IFRS 財団

## 1. IFRS-AC 議長によるプレビュー

会議冒頭の 5 分を使って、ジョアンナ・ペリー議長より、新任委員ジャン・ポール・ゴーゼス氏 (EFRAG 委員長<sup>3</sup>) の紹介、9 月に急逝した IASB の国際活動担当ディレクター兼 IFRS 解釈指針委員会議長ウェイン・アプトン氏へのお悔やみ、前 IASB 副議長イアン・マッキントッシュ氏に代わり新 IASB 副議長となったスー・ロイド氏へのお祝いの言葉があり、引き続き、前回 (2016 年 6 月) AC 会議での議論の振り返りがあった。

ペリー議長から、今回の AC 会議の主要議題は、

- 基本財務諸表リサーチ・プロジェクトの範囲
- 新しい保険契約基準の適用支援
- IFRS 財団の主要業績指標 (KPI)
- Brexit の IFRS 財団へのインプリケーション

であるとの予告があった。特に、基本財務諸表プロジェクトに関連して、「より良いコミュニケーション」が IASB の大きな課題として浮上しているとの説明があった。

また、8 日後に迫った米国大統領選挙が、IFRS 財団や IASB へどのような影響があるか注目されるとの問題提起があった。

<sup>3</sup> European Financial Reporting Advisory Group (欧州財務報告諮問グループ)。EFRAG は欧州委員会 (EC) のエンドースメントの判断要件に照らして、公表された基準 (案) に対する助言を行う。

## 2. IASB および IFRS 財団の活動報告

IASB ハンス・フーガーホースト議長、IASB・IFRS 財団上級スタッフより、過去 4 ヶ月における IASB および IFRS 財団の活動報告があった。

まず、ペリー議長の問題提起を受け、米国大統領選挙がどのような結果になろうとも、IASB に対する影響があるとは思えず、IASB としては国際的な会計基準として IFRS の品質を上げるべく、やるべきことをやるのみであるとの決意表明があった。ただし、Brexit や米国大統領選挙などで、世界中で反グローバル主義が蔓延しつつあることに警戒感を示すことは忘れなかった。

次に、大歓迎すべき動きとして、IFRS 第 9 号「金融商品」について、欧州におけるエンドースメントに関して進展があったことが報告された。2016 年 10 月、欧州議会は IFRS 第 9 号のエンドースメントに反対しないことを決議した。これまでに、2015 年 9 月の EFRAG による IFRS 第 9 号エンドースメント勧告、2016 年 6 月の会計規制委員会（ARC）による IFRS 第 9 号エンドースメント決議を経て、今回の欧州議会の決議に至った。欧州では IFRS 第 9 号の分類と測定に関して批判的な勢力もあり、長い道のりであっただけに、IFRS 第 9 号が欧州における会計基準としてエンドースされることになった意義は大きい。

ただし、ARC のエンドースメント決議では、欧州における IFRS 第 9 号のエンドースメントの付帯条件として、IFRS 第 9 号の強制適用日と、近々に最終基準化が予定されている、IFRS 第 4 号「保険契約」に代わる新しい保険契約基準（最終的には、IFRS 第 17 号として公表される予定）の強制適用日が異なることから生じる両基準の適用上の懸念に対して、手当てがなされることが求められた。IASB は、IFRS 第 4 号を修正して「オーバーレイ・アプローチ」と呼ばれる激変緩和措置を追加した。これによって、保険専門の会社については、適用上の課題がほぼ解決すると期待されている。しかし、銀行・保険を兼営するコングロマリットについては、適用上の課題が解決される訳ではないために、欧州ではこれらの会社に対して、さらなる救済措置を独自に課すことを検討している。仮にそのような独自の救済措置が適用される場合には、IFRS 第 4 号からのカーブアウトということになる。このカーブアウトを利用するのは、欧州でも数社程度で、影響も移行期間中という一時的なものに留まると予想される。フーガーホースト議長としては、そのような事態とならないことを望んでいるが、どういう結果になるかは現時点では確たることは言えないとのことであった。

IFRS 第 17 号については、基準の最終化に向けたドラフト作業が順調に進んでいることが報告された。「保険契約」に関する検討が開始されたのは 1997 年、IASB の前身 IASC 時代と、実に 19 年も前のことであった。現在、文言や勘定科目の集計について最終調整が行われているが、IFRS 第 17 号が関連業界に与える影響は、IFRS 第 9 号以上のものがある。現在、保険業界では会社ごとの会計実務上のバラつきがはなはだしく、IFRS 第 17 号の適用により、そうした実務上のバラつきが解消されることになるが、保険契約に該当する契約を発行している企業の会計実務が大きな影響を受けることになる。IFRS 第 17 号は 2017 年 3 月に最終基準化されて公表される予定であるが、後述するように、円滑な適用に向け IASB としてどのように関連業界を支援して

いくのかが大きな課題となっており、今回の AC 会議でも大きなアジェンダの一つであった。

次に、IASB の今後 5 年間の作業計画の基本方針に関する概要説明があった。2015 年に実施されたアジェンダ協議では、以下の 4 点が、今後 5 年間に IASB が取り組むべき中心的課題として識別された。

- 大型プロジェクトの完成：2017 年中に、上記の新しい保険契約基準に加えて「概念フレームワーク」の改訂を完了する。
- 財務報告におけるより良いコミュニケーション
- 新基準の適用支援：オンラインによる新基準の適用支援、IFRS 解釈指針委員会や適用後レビューによる既存の基準のメンテナンス。
- 厳選されたリサーチ・プログラム：リサーチ・プロジェクトを厳選して数を減らすことにより、当該プロジェクトへの利害関係者の意見発信を容易にすると同時に、よりタイムリーな基準開発を可能にする。

特に、2 点目の「財務報告におけるより良いコミュニケーション」について、フーガーホースト議長によれば、基本財務諸表の表示をより分かりやすく改善することは、従来は投資家の主要関心事であった。しかし、最近は作成者にとっても関心事となってきたという。これは、CFO に求められる能力が、会計から経営管理へと移ってきているためで、この結果、CFO にとっても会計に関わる専門用語を理解することが難しくなっている。このため、より良いコミュニケーションは、作成者サイドにとっても主要関心事になってきたことが、2015 年アジェンダ協議でも確認されたとのことであった。

財務業績報告におけるコミュニケーション改善を目指す財務業績報告プロジェクトが、開始されたことが報告された。また、2015 年のアジェンダ協議では、基本財務諸表の中でも、特に財務業績報告書（損益計算書）によるコミュニケーションの改善が、喫緊の課題として浮上した。営業利益や継続的利益、経常項目・非経常項目について、定義や分類上の原則を作るのは非常に難しい課題ではあるが、取り組む価値は大きいと考えているとのことであった。当プロジェクトについては、次項で詳しく述べる。

また、大型会計基準の開発が終わり、IASB のボード会議が短縮化される傾向にある。しかし、IASB スタッフの活動が減った訳ではなく、見えないところでの準備作業は膨大である。より焦点を絞ったりリサーチ活動が行われることで、新基準開発の効率化が期待されている。この結果、準備に費やされる時間は増えているものの、ボード会議自体の所要時間は減っており、効果が出ているとの説明があった。

### 3. 基本財務諸表リサーチ・プロジェクト

IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 16 号「リース」、新しい保険契約基準である IFRS 第 17 号の開発と、大型の新基準開発プロジェクトが続いてきた。2015 年のアジェンダ協議で、財務業績報告すなわち「損益及び包括利益計算書（以

下、損益計算書)」の改善が、IASBの取り組むべき優先事項として識別された。財政状態計算書（貸借対照表）やキャッシュフロー計算書については、損益計算書ほどの緊急性は確認されなかった。当プロジェクトは、すでに進行中の「開示に関する取組み」や「IFRSタクソノミ開発」プロジェクトと並んで、IASBの「より良いコミュニケーション」アジェンダの中核プロジェクトをなすことになる。

本セッションでは、まずIASBスタッフより、このプロジェクトは非常に初期段階で、本日の目的は財務業績報告に関するリサーチの範囲を決めることであるとの説明があった。IFRSは、財務諸表作成者が自社のストーリーを語ることを促しており、作成者の自由裁量が大きい。このため、損益計算書の構成に関して、同じ業界でも表示の仕方に大きなバラつきがあること、営業利益、調整後営業利益など、名称は同じでも会社によって計算方法が異なること、このため比較可能性が十分に確保されていないことなどが指摘された。このように、比較可能性と柔軟性をどうバランスさせるかが課題となっている。また、企業が自社の業績を説明するにあたって、IFRSでは定義されていない代替業績指標（APM, Alternative Performance Measure）や非GAAP指標の利用が広がっているが、これをどう考えるかとの問題提起がなされた。

本セッションは分科会方式で行われ、筆者も分科会の一つで議長を務めた。分科会議長として、「投資判断にあたっては企業間の比較可能性が担保されなくてはならない。」「企業が自社の実態を語るにあたり、会計基準の適用、認識や測定は原則主義で行われるべきであったとしても、比較可能性が担保されるには基本財務諸表の表示にはある程度のルールが必要であると考えている。」とした上で、営業利益や経常的営業利益など段階利益の適用をどう考えるか、業種別損益計算書テンプレートの開発について議論した。

分科会報告（全体会議）では、以下の指摘、提言がなされた。

- 企業が自社の業績を語る上での柔軟性と、投資家が投資対象を絞り込む上での比較可能性の間に緊張関係がある。
- 各グループとも、財務業績報告書（損益計算書）の中に、企業がAPMを開示する際の「アンカー」として営業利益などの段階利益を設けることに対しては賛成であった。ただし、余りに規範的なガイダンスを設けることには否定的な見解もあった。
- 業種別損益計算書テンプレートの開発には、慎重論が目立った。また、経常項目と非経常項目に関しても、規範的なガイダンスを作ることに否定的な意見が多かった。
- IASBとして、APMを無視するべきではない。APMの使用を規制することはIASBの直接的な責任範囲を超えるが、損益計算書に表示することが望ましい小計について、ガイダンスを開発することはできる。APMについては、IASBは証券規制当局との協力を模索すべきであり、この分野における動向については監視を続けて行く必要がある。

#### 4. IFRS-AC メンバー組織の活動報告

米国機関投資家評議会（Council of Institutional Investors, CII）は、米国の機関投資家を代

表する組織である。CII を代表してアン・シンプソン氏から、会計基準に係わる CII の活動と米国における IFRS 受入れの動向に関する報告があった<sup>4</sup>。2008 年に、CII は US GAAP と IFRS とのコンバージェンスに関する声明を公表した。その後、米国における IFRS 強制適用・コンバージェンスの機運は後退する一方、外国企業の IFRS 準拠財務諸表提出や米国企業が付随情報として IFRS 準拠の数値を開示することが可能になった。

CII としても、こうした状況変化を考慮して、上記の声明を改訂することを検討しており、今回、公表前のドラフトが情報共有された。しかし、CII の新しい声明案では、US GAAP と IFRS のコンバージェンスを支持する姿勢が後退していたり、会計基準設定主体としての IASB の適格性に対して疑問を呈しているように読めるため、AC 会議では CII の声明案に対する疑問、失望の声にあふれた。

この声明案では、①会計基準適用にあたっての強制力 (enforcement)、②十分な財源、③独立性と専門性、④投資家に対する説明責任、⑤デュープロセス、⑥独立性への適切な保護の 6 つの視点から、高品質の会計基準を開発できる基準設定主体が備えるべき要件を示している。特に①、②が IASB に対する批判と受け止められた。

このセッションでは通常、ほとんど質疑が出ないにも関わらず、今回、非常に白熱した議論が展開したのは、CII の影響力の大きさを反映したためであろう。筆者は、本セッション後にシンプソン氏と個人的に会話する機会を持つことができた。AC 副議長として公表前の声明案の情報共有に対して謝意を表するとともに、上記 6 要件の真意を尋ねた。上記 6 要件は IASB のみならず、米国財務会計審議会 (FASB) も念頭に置いたものであること、シンプソン氏自身は米国において IFRS の普及を支持しているとのことであった。

## 5. 新しい保険契約基準の適用サポート

新しい保険契約基準の適用サポートに関しては、以下の指摘・提言がなされた。

- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」や IFRS 第 9 号「金融商品」における「期待損失モデル」の適用のように「移行リソースグループ(Transition Resource Group, TRG)」を設けるのが望ましい。ただし、TRG の設立にあたっては、その目的が新基準の教育であること、新基準のいかなる修正にも応じないこと<sup>5</sup>、議論の範囲や主なトピックを事前に明らかにしておくことが必要である。またメンバーには、異なる利害関係者、保険数理人、地域の立法・規制当局の代表を含めるべきである。
- 適用支援にあたっては、利用可能なあらゆるツールを使用すべきである。また、新しいウェブサイトを用了適用サポートの可能性が議論された。例えば、ウェブサイトで利害関係者ご

<sup>4</sup> CII は年金基金、エンダウメントなど 100 社を超える機関投資家を会員として、その総運用資産は 3 兆ドルにも達する。シンプソン氏自身、米国を代表する年金基金であるカリフォルニア州職員退職年金基金 (CalPERS) の Investment Director の要職にある。

<sup>5</sup> 収益認識基準の TRG では、新基準適用前に結果として修正を迫られた。これは基準設定プロセスや IASB の正統性を傷つけるものであるために、TRG の設立に対しては慎重論もある。

との啓蒙・教育活動のアイデアが出された。

- ガイダンスの公表にあたっては、各国基準設定主体や規制当局と協力すべきである。
- 新基準の公表にあたっては同時に詳細な適用計画を公表すべきである。

## 6. IFRS 財団トラスティー活動報告

ミシェル・プラダ・トラスティー議長より、インド・デリーでのトラスティー会議は成功裏に終わったことが報告された。同会議では、「IFRS 財団の体制と有効性レビュー」に寄せられた利害関係者の声を基に、IASB ボード定員数の削減<sup>6</sup>、トラスティーの地域割りの見直しなどに関して決定があったことが報告された。

また、フーガーホースト IASB 議長からは、インドの IFRS に対する取組みへのコメントがあった。インドは 7~8 つのカーブアウトを行った上で、IFRS を採用している。これらのカーブアウトのために、インド基準は IFRS とは言えず、IndAS と呼ばれている。フーガーホースト議長によれば、「カーブアウトのほとんどはマイナーなものか、一時的なもので、将来的には IndAS は IFRS とコンバージェンスしていく方向にある。国を挙げてのインドの IFRS へのコミットメントを確認でき、感銘を受けた。」とのことであった。

非公開セッションでは、新しい IFRS 財団/IASB ウェブサイトの説明があったほか、東京にあるアジア・オセアニア (AO) オフィスの紹介があった。AO オフィスについては、プラダ議長から、日本の財政支援により東京に開設されたこと、アジア・オセアニア地区におけるアウトリーチ、リサーチ等に大いに活用されていること、また日本の IFRS の任意適用拡大にも貢献していることなどが紹介された。

## 7. IFRS 財団の KPI

本セッションでは、IFRS 財団の今後 5 年の戦略ワークプランの進捗状況を管理するための、主要業績指標 (key performance indicator, KPI) について議論した。特に定量的に測定可能な効率性よりも、定性的な有効性を測定する KPI はなにか、ということが与えられた議題であった。

このセッションも分科会形式で行われた、各グループから様々な指摘・提言がなされたが、各グループに共通したメッセージは、IFRS 財団は基準設定プロセスやアウトリーチの質を重視すべきであるというものであった。特に、利害関係者に対する調査を有効に使う、IFRS 財団の仕事ぶりが外からどう見えているか、その評価の推移を分析すべきとの提言がなされた。また、フーガーホースト IASB 議長からは、KPI は極力シンプルかつ測定対象を明確にすることが重要であると思うとのコメントがあった。

---

<sup>6</sup> IASB の理事定数が 16 名から 14 名に削減された。ただし、現時点の IASB 理事数は 14 名である。

## 8. Brexit と IFRS 財団【非公開】

本セッションでは、イギリスの EU 離脱に伴う IFRS 財団への影響が話し合われたが、非公開セッションであるため、AC 会議議長報告の範囲内で言及する。具体的な課題や施策の出るような議題ではないため、4 グループに分かれた分科会はブレインストーミング的な色彩が強かった。全体会議での結論は、あまりにも不確実性が高いために、IFRS 財団が対処すべき緊急の課題は識別されず、IFRS 財団は「世界の金融市場に透明性、説明責任、効率性をもたらす IFRS 基準の開発」というミッション達成のために粛々と活動すべきであるというものであった。また、Brexit に伴って、IASB スタッフが心理的に動揺しないように安心して働ける労働環境を整備することの重要性が強調された。

## Ⅲ. おわりに

2016 年 10 月～11 月の IFRS-AC 会議の主要テーマは、本稿で見たように、基本財務諸表リサーチ・プロジェクト、新しい保険契約基準の適用支援、IFRS 財団の主要業績指標 (KPI)、Brexit の IFRS 財団への影響であった。

財務諸表利用者の立場からは、特に基本財務諸表プロジェクトへの期待が大きい。日本でも IFRS 任意適用企業が順調に増加しているが、原則主義に基づく IFRS は日本基準適用企業に比べて、IFRS 適用企業同士であっても比較可能性が必ずしも高くはない<sup>7</sup>。今回始まった、基本財務諸表プロジェクト、特に財務業績報告プロジェクトでは、IASB として段階利益の表示を求めることが検討される。日本基準における営業利益、経常利益と、IASB が検討する「営業利益」、「経常的営業利益」は、意味や計算式が異なることに注意が必要ではあるが、こうした IASB が定義する段階利益が「アンカー」として表示されることになれば、IFRS 準拠の損益計算書は、投資家・アナリストなど財務諸表利用者から見て、格段に使い勝手が良くなると思われる。

また、10 月 31 日の AC 会議では、上に述べたようにトラスティー議長のミシェル・プラダ氏より「AO オフィスが日本の関係者の好意で開設されていること、また、AO オフィスの活動が日本における IFRS への普及に大いに貢献している。」と評価するコメントがあった。その一方で、ある委員から「アジアと言っても広い、しかし、AO オフィスは日本など特定地域の利害関係者との対話しかできていないのではないか」という質問があった。

そのような疑念を払拭するため、アジア・オセアニア地域のステークホルダーへのアウトリーチやリサーチ活動を強化し、深めていく必要がある。また、積極的にアジア・オセアニア地域全体における利害関係者とのコミュニケーション・ハブ、リサーチ・ハブとなっていることを広報していく必要があることを痛感した。

以 上

---

<sup>7</sup> その一方で IFRS に準拠する財務諸表の注記事項は日本基準に比べ詳細であり、会社の経営実態をより深く分析できるとの声もある。